

入構制限期間中の公欠の届け出について

各学部履修要項 17 ページ記載の事由による授業欠席は、公欠扱いとなります。科目担当教員に公欠を届け出る場合は、事前に担当課の確認を受ける必要があります。

免許・資格課で確認が必要な公欠について、入構制限期間中は下記のとおり確認を行います。なお、入構制限措置が緩和または解除された後の確認方法については、改めてお知らせします。

対象者：入構制限期間中に、次の公欠事由により授業を欠席する学生

- (1) 免許・資格課程正規科目の学外実習による欠席
- (2) 介護等体験による欠席

確認方法：下記のとおりメールを送ってください。確認後、公欠届を発行しますので、科目担当教員に届け出てください（発行には1週間ほど時間がかかります）。

実習期間が確定してない段階では受付できませんので、確定後に申し込んでください。

- ・連絡先：menkyo-t@dw.doshisha.ac.jp
- ・件名：公欠の届け出について（学籍番号・氏名）
- ・本文：①学籍番号 ②氏名 ③実習名 ④実習先 ⑤実習期間

2020年5月18日

免許・資格課